

医療法人藤仁会介護老人保健施設ふれあいの郷あげお運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人藤仁会が開設する指定介護老人保健施設「ふれあいの郷あげお」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、定数及び運営管理に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護を行い、入所者の自立を支援し、その家庭復帰を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 職員は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができるなどを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人藤仁会介護老人保健施設ふれあいの郷あげお
- 二 所在地 上尾市大字平方1915
- 三 定員 100人（内、認知症専門棟 40人）

(施設の職員の職種、定数及び職種内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、定数及び職務内容は次のとおりにする。

- 一 管理者 1人（常勤）
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 2人（管理者が兼務、非常勤 1人）
医師は、入所者の病状に応じて、適切に診療を行う。
- 三 支援相談員 1人（常勤）
支援相談員は、入所者及び家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- 四 看護職員 10人（常勤10人）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状態に応じた看護を及び日常生活動作介護と自立への支援を行う。
- 五 介護職員 32名（常勤32人）
介護職員は、心身の状況に応じ、入浴、給食等日常生活動作の介助及び自立に向けての援助を行う。

六 理学療法士 1人（常勤）

理学療法士は、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練及び日常生活動作の自立に向けて支援を行う。

七 管理栄養士 1人

管理栄養士は、献立の作成をする。

できるだけ自分で食べられるように援助する。口から食べられるように工夫する。

心理的、社会的、文化的欲求が満たされるように援助する。

八 事務職員 1人（常勤）

事務職員は、必要な事務を行う。

九 介護支援専門員 1人（常勤）

介護支援専門員は、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画を作成する。

入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(指定介護老人保健施設サービス内容)

第5条 指定介護老人保健施設サービスの内容は、次の通りとする。

- 一 入所の対象者は、心身の状況、病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要と認められる者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 入所者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討し、その内容を記録する。
 - イ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、適切に療養を行う。
 - ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明をする。
 - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 入所者の心身の状態に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。
また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、入所者の能力、その置かれている環境等に踏まえて入所者が抱える問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、入所者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、アセスメントやモニタリングを行い、入所者に施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、計画を交付し文書による同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人保健施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、定められた負担割合の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 食費	1日	1, 850円
二 居住費	従来型個室	1日 1, 850円
	多床室	1日 650円
三 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する2人部屋を利用した場合の利用料	1日	1, 500円
四 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用	実費	
五 理美容代		実費
六 日用品費	1日	250円
七 教養娯楽費	1日	250円
八 電気代	1日	50円
九 その他日常生活上の便宜に係る費用	実費	

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文章を説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常

災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 繼続研修 年2回以上

2 職員は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。(日用品費の変更)

この規程は、令和 4年 9月 1日から施行する。(食費・居住費の変更)

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。(虐待防止・個人情報保護を追加)